

高齢者の総合相談窓口 扶桑町地域包括支援センターのコラム

高齢者の虐待について

児童虐待という言葉はよく耳にしますが、高齢者虐待という高齢者への虐待も年々増加傾向にあります。2018年の全国調査結果では、養護者による通報・相談は32,231件、虐待判断件数は17,249件と過去最高となっています。

虐待の主な種類は、身体的虐待、経済的虐待、ネグレクト、心理的虐待、性的虐待の5つに分類されます。上記の虐待が疑われる場合の「サイン」として、高齢者が特定の何かに怖がっている、不自然な痣が見受けられる、体重の不自然な増減、栄養失調状態、年金収入があるのに「自由に使えるお金がない」という、などの状態が見られます。

もし扶桑町在住の方で高齢者虐待が疑われる場合、扶桑町役場の介護健康課もしくは地域包括支援センターにご一報ください。相談・通報による個人情報の漏洩や不利益な扱いを受けることはありません。何かお気づきの点などありましたら、下記連絡先までご連絡ください。(通報・相談を頂いた場合、個人情報を遵守したうえで詳細な状況をお伺いする場合がございます。)

▼問い合わせ 高齢者の総合相談窓口 扶桑町地域包括支援センター(扶桑町総合福祉センター1F)
☎(91)1171 月～金曜日(祝日を除く) 午前8時30分～午後5時15分



岐阜基地 航空機救難消防訓練実施のお知らせ

万が一の航空機事故等発生時の被害を最小限に止めるため、法律等で定められた訓練を行います。本訓練に伴い黒煙が発生しますが、環境に配慮し、灯油の使用は最小限としておりますので、ご理解をよろしく願いたします。

▼日 時 9月17日(木)
(予備日:9月18日(金))
午前5時20分～8時30分の間
▼場 所 岐阜基地内
▼問い合わせ 航空自衛隊岐阜基地渉外室
☎058(382)1101 内線2271

犬山警察署からのお知らせ

110番

「安心」して暮らせる「安全」な扶桑町の確立



扶桑町内の7月中の犯罪発生総数(暫定値)は、12件(昨年同月12件)です。

自転車盗被害が山名学区で1件、扶桑東学区で2件、車上ねらい被害が山名学区で1件発生しました。

警察の相談ダイヤル #9110

～ 緊急電話は110番 相談ごとは#9110 ～

◎「警察安全相談」ってなに?

警察安全相談とは、犯罪等による被害を未然に防止するための相談や、県民の方々の生活の安全と平穏に係る相談をいいます。

◎「#9110」ってなに?

「#9110」(シャープ きゅういちいちまる)は、警察相談専用電話です。

◎「警察相談の日」ってなに?

「#9110」にちなんで、毎年9月11日を「警察相談の日」と定め、警察安全相談のための相談窓口の適切な利用方法について、広く県民の方々に呼びかけています。

◎ 相談窓口を適切に利用するには?

110番は緊急通報のための専用電話です。各種相談等警察による緊急の対応を必要としないものについては、「#9110」へ電話していただくか、最寄りの警察署「住民コーナー」、警察本部に設置の各種相談窓口にご相談してください。

▼警察への相談(警察安全相談)は、

警察相談専用電話 #9110
または 052-953-9110
月～金曜日(祝日、年末年始を除く)の午前9時～午後5時
土・日・祝日及び時間外でお急ぎのご相談は、最寄りの警察署又は交番でお願いします。

愛知県警察からの
お知らせ

平針運転免許試験場は、建替え工事のため、来場者の駐車場が利用できません。公共交通機関のご利用をお願いします。

▼問い合わせ 運転免許課 ☎052(951)1611(内線:781-280-281)

自衛官採用案内

| 採用種目 | 防衛大学校学生 (一般採用試験) | 防衛医科大学校医学教育部 医学科学生 | 防衛医科大学校医学教育部 看護学科学生 (自衛官候補看護学生) |
|--------------|--|--------------------------|---------------------------------------|
| 採用期日 | 令和3年4月上旬 | | |
| 応募資格 | 高卒(見込み含む)18歳以上21歳未満の者 (平成12年4月2日から平成15年4月1日までに出生した者) | | |
| 1次試験期日 | 11月7日(土) 及び11月8日(日) | 10月24日(土) 及び10月25日(日) | 10月17日(土) |
| 受付期間 | 10月22日(木)まで(必着) | 10月7日(水)まで(必着) | 10月1日(木)まで(必着) |
| 申込み 問い合わせ | 自衛隊愛知地方協力本部 小牧分駐所 ☎0568(73)2190 http://www.mod.go.jp/pc/aichi/ | | |

丹羽消防署

119番

9月1日は「防災の日」～大丈夫ですか? 防災対策～

9月1日は関東大地震が発生した日であるとともに、暦の上では二百十日にあたり、台風シーズンを迎える時期でもあります。関東大地震のときも強風が吹いていたそうです。昭和34年に伊勢湾台風で戦後最大の被害を被ったことが契機となって、昭和35年の閣議で、9月1日を「防災の日」とすることが了解されました。

◆災害はいつ起こるか分からない

災害時に冷静に対処できるかどうかは、日頃の準備にかかっていると言えます。有効な防災対策を知って、もしもの時に備えましょう。

◆地震が起きたら

①身の安全を守る

身の安全が最優先。急いで机やテーブルの下に身を隠しましょう。机やテーブルがない場合は、座布団や本などで頭を保護してください。



②脱出口を確保する

揺れが大きくと、ドアや窓が変形して開かなくなり、室内に閉じ込められることがあります。身の安全を確保したら、揺れの合間をみて、ドアや窓を少し開け脱出口の確保をしてください。



③火の始末をする

目の前で火を使っていた場合や揺れが小さい場合は、すぐに火を消してください。火を使っていない場合でもガスの元栓は確実に閉めてください。また、停電復旧にともなう通電火災防止のため、電気のブレーカーも切ってください。



◆知っていますか?

～震度とマグニチュードの違い～

- マグニチュードとは、地震のエネルギーの大きさを表した値で、マグニチュードが1違うだけで31.6倍のエネルギー差があります。
- 震度とは、ある地点での地震の揺れの大きさを表した値で、0～7(0,1,2,3,4,5弱,5強,6弱,6強,7)の10段階で換算し気象庁が発表するものです。現在は、震度計を用いた計測を行っていますが、なんと1996年頃までは、人間の感覚で震度を発表していました。

◆火災・地震に備えた

避難経路の確保を!

共同住宅等において、ベランダの蹴破り戸(隔て板)や避難ハッチの上、避難はしごが下りてくる場所に物を置いていませんか?ベランダの避難経路を利用するのは、自分たちだけではないので、普段から、物や観葉植物等つぶさくことのないよう心掛けましょう。



▼問い合わせ

丹羽広域事務組合 消防本部 予防課
☎(95)5158